



「柏市文化財保存活用地域計画」の認定について

■認定予定日：令和5年7月21日（金）

国の文化審議会（会長 さとう まこと 佐藤 信）は、令和5年7月21日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、文化庁長官に対し、千葉県柏市の文化財保存活用地域計画を認定するよう答申する予定です。

1 名称

「柏市文化財保存活用地域計画」

2 県文化財課報道資料、本計画概要

別添資料のとおり

3 柏市計画概要

柏市の歴史的文化を抽出し、未指定文化財や周辺の自然環境等も含め、総合的・一体的に地域の文化遺産を残していくため、4つの関連文化財群と6つの文化財保存活用ゾーン、3つの文化財保存活用区域を設定した。そして、これらに紐づく具体的な事業計画を位置づけた。

この計画を推進することにより、市民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を保存・活用していく枠組みが作られ、文化財の確実な継承を図ろうとするもの。

【文化財保存活用地域計画】

文化財保護法に基づく文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画で、市町村が作成し、文化庁長官が認定するもの。



県指定文化財【旧手賀教会堂】



県指定文化財【篠籠田の獅子舞】



国登録文化財【染谷家住宅】

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市生涯学習部文化課 文化財担当

電話 04-7191-7414 / FAX 04-7190-0892